改正後

（土地改良事業の説明）

**第六条**　法第八条第三項第四号ハ及び第五号ロに規定する説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。

（農用地利用配分計画の作成等）

**第十二条**　（略）

2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあっては、へに掲げる事項）を記載した書類

イ～ニ　（略）

ホ　賃借権の設定等を受ける者が法第十八条第五項第四号に規定する者（農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他同号の政令で定める者を除く。第十五条において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

ヘ　（略）

二　賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十九条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し

三～五　（略）

六　賃借権の設定等を受ける土地が法第十八条第五項第六号イに掲げる土地に該当する場合には、農地法施行規則第五十七条の五に掲げる事項を記載した書類及び同規則第五十七条の四第二項に掲げる書類

七　賃借権の設定等を受ける土地が法第十八条第五項第六号ロに掲げる土地に該当する場合には、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第三十四条第一項に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に掲げる図面

八　（略）

3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用配分計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

一　（略）

二　法第十八条第七項の規定による公告があった他の農用地利用配分計画（当該農地中間管理機構が定めたものに限る。）の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であってその者に係る前項第二号又は第五号に掲げる書類の内容に変更がないとき　当該書類

三　（略）

（意見聴取の方法）

**第十三条**　法第十八条第三項の規定による利害関係人からの意見の聴取は、口頭、書面又はインターネットを利用する方法その他の方法により行うものとする。

（通知等の方法）

**第十五条**　法第十八条第七項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。

2　第十三条の規定は、法第十八条第七項の規定による公告について準用する。

改正前

（土地改良事業の説明）

**第六条**　法第八条第三項第四号ロ及び第五号ロに規定する説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。

（農用地利用配分計画の作成等）

**第十二条**　（略）

2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあっては、へに掲げる事項）を記載した書類

イ～ニ　（略）

ホ　賃借権の設定等を受ける者が法第十八条第四項第四号に規定する者（農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他同号の政令で定める者を除く。第十五条において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

ヘ　（略）

二　賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十八条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し

三～五　（略）

（新設）

六　（略）

3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用配分計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

一　（略）

二　法第十八条第五項の規定による公告があった他の農用地利用配分計画（当該農地中間管理機構が定めたものに限る。）の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であってその者に係る前項第二号又は第五号に掲げる書類の内容に変更がないとき　当該書類

三　（略）

（公告の方法）

**第十三条**　法第十八条第三項の規定による公告は、同条第一項の認可の申請があった旨及び当該申請に係る農用地利用配分計画について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（通知等の方法）

**第十五条**　法第十八条第五項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。

2　第十三条の規定は、法第十八条第五項の規定による公告について準用する。